

岡山県立大学の教育における生成系 AI の利用に関するガイドライン

2023 年 9 月14日

大学運営委員会

基本方針

ChatGPT に代表される生成系 AI は、これまでの AI と異なり、新たなコンテンツ(テキスト、画像、音声等)を創造できるツールとして注目を集めており、種々のコンテンツの生成のために AI を手軽に利用することができる環境が普及しています。このため、生成系 AI は、産業面だけでなく、教育面においても、計り知れない影響を及ぼすといわれています。

岡山県立大学(以下「本学」という。)は、建学の理念「人間尊重と福祉の増進」のもと、新しい時代を切り拓く人材の育成、地域産業の振興に取り組んでいます。この取組を持続的に発展させるためにも、学生が生成系 AI を学習のツールとして効果的に使いこなす能力を身に付けることは大変意義があり、大学教育において生成系 AI の利活用が進むことは望ましいと考えています。

他方、現在、話題となっている ChatGPT、Stable Diffusion、VALL-E 等は、インターネット上に存在する膨大なテキストや画像等を用いた学習結果を利用し、統計的に確からしい出力を提供します。このため、現在の生成系 AI に対しては、出力の不正確さ・矛盾、剽窃などが生じるおそれがあり、入力情報の表現方法あるいは入力時期によって出力が一定しないという問題もあります。さらに、利用者が入力する情報が、生成系 AI の学習データとして利用されてしまう懸念もあることから、機密情報やプライバシー情報の漏洩が危惧されています。以上のことから、その限界を十分に認識した上での利用が求められます。

大学教育では、問題の発見や仮説の構築・検証、实地調査・文献調査などを通じて、学生が自らの考えを練り上げることが、自身の成長にとって大きな意味を持つものと考えています。生成系 AI の利活用によって学習効率の向上が期待されていますが、反面、学生が安易に生成系 AI を利用し、これに依存してしまうと、自ら考える力や学ぶ力を鍛錬することがおろそかになり、自身の主体的な学びを阻害するおそれがあります。さらに、卒業・修了後の社会での活躍の場においても、少なからず悪影響を与えかねないことは否定できません。

このガイドラインは、生成系 AI に対する上記の考え方に基づいた現時点における本学の基本方針と対応をまとめたものです。しかしながら、このガイドラインは、学部・学科・授業科目における、より詳細な内容を含むガイドラインの策定を妨げるものではありません。また、今後の社会動向の変化を参考にしながら継続的に検討を行い、このガイドラインを必要に応じて改定し、お知らせする予定です。

生成系 AI への情報を入力する際の注意事項

生成系 AI に入力された情報は、学習データとして利用するために、サービス提供者のサーバーに蓄積され、他の利用者からの入力に対する出力として一部が提供され得ることに留意しなければいけません。このため、次の事項に注意が必要です。

なお、一部の生成系 AI では、入力した情報を生成系 AI の学習に使用させないように設定すること（オプトアウト）が可能ですが、次の事項は、そのような場合であっても適用されます。

- (1) 生成系 AI の特性を考慮し、次の情報を入力することを禁止します。
 - (ア) 個人情報やプライバシーに関わる情報
 - (イ) 機密情報
 - (ウ) 虚偽情報
 - (エ) 守秘義務が課せられている情報
 - (オ) 第三者（法人を含む。以下同じ。）の名誉、信用を傷つけるおそれがある情報
 - (カ) その他、公序良俗に反する情報

- (2) 第三者の権利を侵害するおそれがある次のような情報を、権利者の許可なく入力することには十分注意しなければいけません。
 - (ア) 第三者が権利を有している情報（文章、写真、イラスト、著作物など）
 - (イ) 登録商標・意匠（ロゴ、デザインなど）
 - (ウ) 個人（著名人を含む。）を特定し得る写真
 - (エ) その他、思想又は感情が創作的に表現された情報

- (3) 未発表の研究データなどを入力する際には、漏洩のおそれがあることを認識した上で、細心の注意を払ってください。

生成系 AI の出力結果を利用する際の注意事項

生成系 AI の出力結果は、学習したデータに基づく統計的な処理により作成されることを理解し、次の点に注意しなければいけません。

- (1) 出力結果には、事実とは異なる内容、誤り、偏見など信頼性に疑念が残る内容が含まれていることがあります。このため、出力結果の利用者自らが、その正当性を確認する必要があります。
- (2) 出力結果は、第三者の権利を侵害したり、名誉を傷つけたりするおそれがあります。
- (3) 出力結果を学習あるいは研究の成果（レポート、報告書など）の一部として利用する場合には、利用した事実、利用した生成系 AI の種類、該当箇所などを明記してください。

なお、成果物をそのまま公開する際には、利用した生成系 AI 名を明示することなどが利用規約に定められている場合がありますので、各サービスの利用規約は必ず確認してください。

- (4) 出力結果を教育や研究の一部として利用、公表する場合には、学会や学術雑誌の投稿規程など公表先のポリシーを確認してください。

教員

学部・学科・教員は、学生が学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を達成できるよう、学生の主体的・創造的な学びを活性化する教育を実施しなければなりません。このため、学部・学科などの教員団で、学部・学科・授業科目等における生成系 AI の利用の可否や制限を十分に議論することは有効です。この場合、次の項目を念頭においてください。

- (1) レポートの作成、課題の提出などを学生に求める際は、生成系 AI の利用の可否あるいは条件や制限に関して明確な指示を与えてください。
 - (ア) レポートや課題の作成に際して生成系 AI を利用した場合は、参考文献などと同様、利用した生成系 AI の種類、該当箇所などを明記する。
 - (イ) 指示に反した場合の成績評価における取扱いを事前に伝える。
- (2) 生成系 AI が出力した結果を検出するためのツールが存在しますが、必ずしも正確ではないことに注意してください。
- (3) 生成系 AI またはその出力結果を教材として利用する場合は、その事実を学生に説明してください。
- (4) 生成系 AI の安易な利用が、学生自身の主体的な学びを阻害することのないよう、学生に対して常に注意喚起してください。
- (5) 教員自身が、生成系 AI の特性の理解に努め、レポートや課題の内容、提示方法、成績評価での取扱いを工夫してください。例えば、次のようなことが考えられます。
 - (ア) 課題を学生に提示する前に、課題を生成系 AI に入力し、どのような出力をするかを教員自身が確認する。
 - (イ) 課題に対する生成系 AI の出力結果を学生に例示し、課題の着眼点、評価の観点などを説明したり、議論したりする。
 - (ウ) 学修目標を逸脱しない範囲で、あえて生成系 AI では回答しづらくなるよう、例えば、授業時間内での経験、対話、振り返りなどに関する課題を設ける。
 - (エ) 成績をレポートなどの提出物のみで評価するのではなく、対面での試験、口頭試問、プレゼンテーションなどを加味する。

- (6) 生成系 AI に関連する内容は、学科長、学部長、教育開発センター(教育関係)、キャリア・学生生活支援センター(学生生活関係)、学術研究推進センター(研究関係)などに相談・問い合わせてください。

学生

ChatGPT に代表される生成系 AI を手軽に利用できる環境が急速な広がりを見せ、大学教育に対しても大きな影響がもたらされつつあります。大学における学修は、みなさん自身が主体的に学ぶことで達成されます。授業等で生成系 AI を利用する場合には、このことを忘れないでください。

生成系 AI の利用に関する本学の基本方針は、前述のとおりであり、情報を入力する際や出力結果を利用する際に、学生、教職員を問わず注意すべき事項も示されています。内容を十分に確認してください。

- (1) 生成系 AI の適正な利用方法として、例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助など、主体的な学びに補助的に利用することなどが考えられます。
- (2) 生成系 AI の出力結果をレポート等に利用した場合は、利用した事実、利用した生成系 AI の種類、該当箇所などを明記してください。なお、生成系 AI の利用を明記することなく、出力結果(文書、画像、プログラムなど)をレポート等にそのまま利用することは、自身の学びを深めることに繋がらない不適切な行為であるほか、「剽窃」に該当することがあります。
- (3) 生成系 AI の出力結果には、著作権法などに定める権利の対象となるもの、事実とは異なるもの、誤りなどが含まれるケースがあることに注意してください。生成系 AI に出典や根拠の出力を指示することで裏付けの確認作業の助けになることがあります。
- (4) 生成系 AI の入力を介して、個人情報等が意図せずに流出・漏洩するおそれがあることを理解してください。入力内容を AI 学習に反映させないこと(オプトアウト)ができる場合は、その機能を設定してください。
- (5) 授業等における生成系 AI の利用の可否や制限は、学部(研究科)・学科(専攻)・授業科目により異なることがあります。
- (6) 生成系 AI の利用について、授業科目における場合は担当教員に、卒業研究あるいは学位論文作成における場合は指導教員に、それぞれ確認してください。その他、生成系 AI に関することは、アドバイザー教員のほか教務専門委員、学科長など教員に相談することができます。

生成系 AI の特性を理解した上で、「生成系 AI に言われるがまま」にするのではなく、「生成系 AI を使いこなす」ことにより、主体的な学習をより効果的に進めるようにしてください。

参考資料

- [1] 文部科学省 “[大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて](#)” 2023 年 7 月
- [2] 岡山県 “[岡山県生成 AI 利活用ガイドライン](#)” 2023 年 8 月
- [3] 日本ディープラーニング協会 “[生成 AI の利用ガイドライン](#)” 2023 年 5 月